

刑弁でGO!

第64回

レポート

東京三会共同企画「模擬評議」 研修「模擬評議から検証する弁護戦略」

刑事弁護委員会研修員 須崎 友里 (67 期)
同 徳永 裕文 (67 期)

1 はじめに

2015年7月、東京三会共同企画として、「模擬評議」が2日間にわたり実施された。模擬といえども、現職の裁判官3名と一般市民から選ばれた裁判員役6名・補充裁判員役1名とで裁判体を構成する本格的な内容であった。

模擬評議では、普段は見ることができない評議室でのやりとりを見ることができ、今後裁判員裁判の弁護活動に臨むにあたって非常に参考になった。本稿では、その内容を共有したいと考え、その概要を報告する。

また、同年9月、「模擬評議から検証する弁護戦略」と題した東京三会合同の研修が開催されたので、あわせて触れる。

2 模擬裁判

1日目は模擬裁判からスタートした。事案は強制わいせつ致傷事件で、被告人が路上において被害女性に対して服の上から胸を揉むなどし、被害女性を転倒させて全治約5日間の左足打撲擦過傷の傷害を負わせたという内容である。被告人は事実を認めており、最大の争点は被告人を執行猶予付きの判決にすべきか否かであった。

前述のメンバーで構成された裁判体、そして弁護士と現職検察官が検察官役を、弁護士2名が弁護人役を務め、模擬裁判が進められた。冒頭陳述、書証の取調べ、被害者尋問、情状証人である兄の尋問、被告人質問、論告・弁論を行い、午前中で全ての審理は終了した。

今回の事案の特徴としては、犯情は重くない部類に属するが、一般情状が悪いというところにある。具体例としては、約3年前に迷惑防止条例違反(痴漢)で略式命令を受けていること、被害女性が強い処罰感情を有していること、情状証人として保釈期間中に同居している兄が出廷したものの、将来的に同居して監督するなどは考えていないと述べていること、さらには

被告人自身に真摯な反省態度が見られないことなどが挙げられる。

3 模擬評議

1日目の午後から、模擬評議に入った。

まずは、公訴事実の認定を簡単に行った後、本件の争点となる量刑の評議に進んだ。はじめに裁判長から量刑の考え方として、行為責任主義の説明がなされた。この考え方は、模擬裁判の前や昼食時など、評議に入る前から説明がなされていたようであった。

そして強制わいせつ致傷罪の法定刑を確認し、量刑検索システムに基づく量刑グラフについて説明がなされた後、量刑検索システムに登録されている同種の事件の中に、個別の事例として複数の事例が紹介されていた。

その上で、行為責任主義の考え方に従い、犯情について、論告及び弁論に記載された事実に基づき、その事実の存否、評価、その事実のグラフ上の位置づけについて議論がなされた。議論の中では、強制わいせつ罪の別の検索条件のグラフや、強姦致傷罪のグラフなども参考にしていた。

評議中、裁判長がペーパーを配って裁判員の考えを簡単に記入してもらっていたのが印象的だった。そのペーパーは、裁判所が事前に用意したものであり、犯情として、「犯行態様」、「被害結果」、「動機・経緯(非難可能性)」、一般情状として、「罰金前科」、「反省・50万円の弁償」、「兄が監督意向」が記載され、その事実が認められるか、及びその事実を考慮すべき度合いを3段階で評価するというものであった。このペーパーは事前に裁判所が作成していた都合上やむを得ないかもしれないが、論告・弁論からは、特に「反省」や「兄が監督意向」といった事実を検察官・弁護人双方が重視していないことは明らかであり、この点についてはもう少し論告・弁論からピックアップすべきではないかと感じた。

ところで、ペーパーを配布して考えを記入してもらうやり方について、9月の研修において裁判長役の裁判官がその趣旨を質問された際の説明によれば、裁判員それぞれが、裁判官や他の裁判員の意見を気にせずに自分の考えを述べられるように、また、話しやすい環境を作るために、ペーパーを配ることにしているとのことであった。裁判長によって評議の進め方は異なるが、ペーパーを配る裁判体もそれなりにあるようだった。

今回の模擬評議において注目すべき点は、犯情は重くないが、一般情状が極めて悪い事案で、裁判所・裁判員がどのような評議を行い、最終的にどのような判断を行うかという点であった。

評議の中で議論していく中で、犯情が重くないということは全員一致で確認されたが、一般情状をどう評価するかで意見は大きく割れた。

評議の大詰めでは、実刑とすべきとの意見が3人、執行猶予にすべきとの意見が5人（2日目に裁判員役の1名が体調を崩し、補充裁判員役が裁判員役に交代した。裁判長は結論については評議の途中では意見を述べなかった）であった。

実刑意見を述べた裁判員は、再犯可能性を重要視していたように思う。具体的には、「犯情は最も軽いとはいえない、基本的に執行猶予相当だが、再犯可能性が極めて高い」「保護観察付執行猶予もありうるが、自分の行為の重さについて自覚がないため、保護観察でも制限できないと考える。そうであれば、強制収容の必要がある」との意見などがあった。

また、「執行猶予判決を選択して被告人が再度罪を犯した場合に、後悔する」という意見もあり、執行猶予を付すことに躊躇している裁判員も居たのが印象的であった。

反対に、執行猶予が相当であるとの意見の中には、刑の均衡や、被告人が執行猶予判決を受けたことがないことに着目するものや、罰金から一足飛びに実刑になるようなことを被告人がしたのだらうか、という疑問から結論付けるものなどがあった。

結論として、判決は、懲役3年執行猶予5年、保護観察付という結果であった。最後まで実刑判決との意見を維持した裁判員も居たが、概ね保護観察を付する、執行猶予期間は最長、というところで折り合いをつけたような印象だった。

4 おわりに

今回の模擬評議は、弁論において主張すべき事実の選定の重要性を再確認できたこと、裁判員の忌憚のない意見、事実評価の仕方を知ることができ、また、裁判所が行為責任主義をどこまで貫くのかを確認できたことが非常に有意義な研修であった。

なお、弁護人として注意しておきたい点があったので、最後に紹介する。

評議の中では、量刑データベースを元に議論がなされていた。その中で、執行猶予判決となった具体的事例はどのようなものか、ということを確認する場面があった。

態様として悪質な事例（被害者が幼女かつ服を脱がせる、など）を紹介し、これにより裁判員らに「こんなに悪質な行為をしても執行猶予判決になっている」という印象を与える結果となった。裁判員はこの事例を目安に、量刑を考えざるを得ない。事例の選定次第で裁判員の印象が大きく左右されるため、裁判員を裁判官の考えに誘導することが可能となってしまうことが懸念される。

このことは、9月の研修において、検察官役を務めていた坂根真也弁護士（当会）より問題提起がなされ、出席していた裁判官との間で議論になった。裁判所の中でも意見が割れているところではあるが、量刑グラフでどのような事件がどのあたりに位置付けられるのかを理解してもらうために、具体的事例を示すことは多いようである。

今回の事案に限っては、どのような事例を紹介しても、おそらく多くは本件事案よりも犯情の悪い事例の紹介になったと考えられる。但し、他の事案であれば、事例の選択によっては、裁判所が結論を誘導する危険性があると言わざるを得ない。そのため、やはり、裁判所は個別事例の紹介ではなく、事例を抽象化して紹介するに止めるべきではないかと思われる。

現在の裁判所の運用に対して、弁護人としては、事件ごとに、どのようなグラフを用いるべきかを十分に検討し、弁論の中で、用いられるべき量刑グラフについて説明し、また、グラフ内での事件の位置づけについて説得的に語るべきである。

また、公判前整理手続の中で、評議で用いられるグラフについて議論したり、裁判所が紹介する事例の選定に関わっていくことも重要である。

このように、課題も見えた非常に有意義な研修であった。